

Q6-6: 台湾には「裁量労働制」がありますか。

通常労働時間の原則は、週に少なくとも1日の休日を与え、1日最長8時間まで、2週間最長84時間までとされています。

一方、中央管轄官庁が指定した業種に限っては法定の通常労働時間を他の労働日に割り当てることができ、現在、2週間、4週間または8週間の各期間内で労働時間を調整することができます。その際にはその業種の雇用者は労働組合の同意、または労働組合がない場合には労使会議の同意を経ることが必要です。

各期間内での裁量労働制の概略は以下の通りです。

○ 2週間裁量労働制

- ・ 週に少なくとも1日の休日を与える
- ・ 1日の通常労働時間は最長10時間まで
- ・ 1週間の通常労働時間は最長48時間まで
- ・ 2週間の通常労働時間は最長84時間まで
- ・ 2週間のうち2日のみ最高2時間を他の日に割り当て可

* 労働基準法が適用される全ての業種に適用可能

○ 4週間裁量労働制

- ・ 2週間に少なくとも2日の休日を与える
- ・ 1日の通常労働時間は最長10時間まで
- ・ 2週間の正規の労働時間は制限なし

* 銀行業、小売業、宿泊業等、中央管轄官庁が指定した業種に限り適用可能

○ 8週間裁量労働制

- ・ 週に少なくとも1日の休日を与える
- ・ 1日の通常労働時間は最長8時間まで
- ・ 1週間の通常労働時間は最長48時間まで
- ・ 2週間の通常労働時間は制限なし

* 上記4週間裁定労働性が適用される業種に加え、製造業、建設業等、中央管轄官庁が指定した業種に限り適用可能

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。